

## (史料紹介) 眼科医酒井利泰の横浜からの書簡

—明治8・9年の西洋医学修業に関して—

塚 本 弥 寿 人

### はじめに

愛知県みよし市福田町に所在する酒井家は、宝永4年(1707)没の4代利道から現在に至るまで、300年間以上眼科医として活動している。江戸時代の酒井家については、錦小路家や地域知識人たちとの関わりを中心として『酒井家文書』<sup>(1)</sup>として紹介されている。しかしながら明治時代以降、12代利泰以降については、これまでほとんど紹介されることがなかった。利泰については、『西加茂郡誌』<sup>(2)</sup>や『酒井家文書目録』<sup>(3)</sup>などに簡略に記されるのみであり、息子酒井利孝発行の利泰歌集『われかはら』に3ページにわたる「略歴」が載るが、一般には入手しにくく、またその内容も、経歴に関しては決して詳細とは言えない。そのような状況の中、利泰について各方面からまとめて紹介するため「生誕160年記念 みよしの“イ”人 酒井利泰」が、みよし市立歴史民俗資料館にて企画、開催された<sup>(4)</sup>。この展覧会に際して、酒井家のご厚意により『酒井家文書目録』掲載以外の多くの史料が新たに整理・公開された。

本稿では、その中でも横浜からの利泰書簡を中心に史料紹介する。利泰が医学をシモンズやヘボンに学んだことは、従前より知られていたが、その詳細については不明であった。今回これらの利泰書簡が発見されたことにより、横浜における西洋医学修業の様子を

克明に知ることが可能となった。これらの史料からは、酒井家にとっての西洋医学修業の意義はもちろんのこと、当時の医師たちの様子なども記されていることから、彼らのおかれた状況の一端をうかがい知ることができる。と考える。

なお、本史料群の翻刻にあたっては、所蔵者であられる酒井利彦氏、網岡知子氏に格別のご配慮を賜った。記して謝意を表します。

### 翻 刻

(史料名の後ろの数字は整理番号を示す)

①明治8年4月24日付伊藤三弥宛酒井利亮書簡案文(4-356)

○次第二候間先年時々御遊來被下候節ニ比較候得ハ雲泥之相違ニ而日夜長歎息絶言語候形勢御憐察可被下候○

春暖之候ニ御座候處益御勇猛奉恭賀候平常ハ法外之御疎情ニ打過候段多罪奉謝候先年横濱より御狀被下候處御往処不分明に付貴報ニ不仕答御用捨奉請候抑利亮事利亮眼病ニ付今以全快不仕候故追々醫業衰微初大平酒井朔三ニ玄關代理爲致其後弟<sup>健之進事</sup>代理爲致此者後碧海郡大濱湊江出張醫業ヲ開徹々ト一家ヲ爲拙家ハ長子<sup>借二郎事</sup>家統相續いたし候處追々業体衰微シ負債多相成候ニ付親類知己等相頼頼母子結講仕相結一時相凌候得共益<sup>(ママ)</sup>負債金相増剩利之家事不取締ニ付二子<sup>章三郎事</sup>利泰<sup>利泰</sup>ニ家統

相續爲致利亮ハ先年方癩人ニ而隱居仕候ハ致  
 茲負積金追々増加其高方今千七百圓ニ及ヒ加  
 之弟<sup>勝二郎事</sup>利啓八年間病氣ニ而平臥母は三年間  
 病床ニ付臥自由不相叶右故妹ことじ拙家ニ寄  
 留看病いたし仕居候長子利之モ未進退相定妻  
 子<sup>入</sup>共同居罷在候前件之○次第多數ニ而追々  
 疲弊仕候得は御憐察可被下候○偕御承之通時  
 勢大變革ニ付漢方醫は追々衰微仕候ニ付拙家  
 義モ從前之形ニ而は不遠廢絶可仕と臨深淵踏  
 薄氷思ニ付今般宅主利泰拙家再興之爲西洋醫  
 術研究之爲仕度宅主利泰東京府下江罷出度と  
 熟談仕二年間モ在留之心得ニ御座候内ニ加療  
 代理ハ利之ニ爲致家事ハ乍病眼ニ而甚難溢利  
 亮可相務候と決定仕候右醫術東京在留中ニ付  
 而は入費ハ多分ニ而も凡貳百圓餘と愚考仕候  
 得共前條之疲弊故金策ニ困却仕候凡二年間貳  
 百圓餘と愚考仕候間誠以申上兼候得共舊知己  
 之好ヲ爲思召御救助奉伏願候尤本月中ニ發足  
 仕度存居候差當旅費三十圓は出來金策仕候右  
 用懸候上之處少々心當レハ預置候得共確定不  
 仕候間何卒月ニ拾圓トツゝも御御助勢被下候  
 様奉願候右金子返上ハ卒業後ニ仕度至急ニも  
 行届不申候間此段御含ニ而拝借仕度奉歎願候  
 就而は向後往復確證之爲利亮利泰印影差上置  
 候猶餘事健藏并利泰方奉申上候此外申上度事  
 共如山海候得共重便江申洩候頓首再拜

愛知縣管轄

第八大區一小區

三河國加茂郡福田邨

酒井利泰父

四月廿四日 酒井利亮

嵯峨縣

伊藤三彌殿

猶本文歎願之趣懇ニ奉願上候乍憚御家君方江  
 可然御鳳聲奉希上候家内一同同用奉申上候

②明治8年5月8日付酒井利泰書簡(3-97)

出立之日林美殿ニ今邨ニテ面會仕候最早  
 宅江も被參候義と奉存候

拜呈皆様益御安靜可被遊御起居奉賀候祖母君

始御病人方如何哉承度候抑拙生義發足之日大  
 平酒井朔三殿方ニ一伯三十日晴雨不定候得共  
 午後三時頃新所迄參り候處知立中町高井聽二  
 郎と云人ニ面會双方共初對面ニは候得共近隣  
 之人故何トナク心安御座候間東京迄同伴仕候  
 先方モ殊之外大祝仕候此所ヨリ乗船ニ而夜十  
 一時頃濱松江着<sup>(ママ)</sup>一伯ス五月一日藤枝ニ宿リ二  
 日由井<sup>(ママ)</sup>ニ一伯三日箱根宿リ四日藤澤<sup>(ママ)</sup>ニ一伯五  
 日戸塚之東方横濱江新道出來候ニ付夫ハ横濱  
 も廻り同所方東京新橋迄蒸氣車ニ乘シテ午後  
 二時過着道中無滞着仕候此段御安慮可被下候  
 右之條々至急申上度奉存候得共野生落付場定  
 次第可申上と奉存候故大ニ遲遠仕候新橋ニテ  
 知立之仁ニ別レ嘉兵衛同道ニ而森元町小笠原  
 氏江相尋候處新郷眞野氏ハ三四日前ニ小アミ  
 町由淺某江入塾被致候由ニ付無據又赤坂御門  
 外豊川門内元西大平藩醫田邨元端と云人之宅  
 江參<sup>(ママ)</sup>一伯仕候此人ハ拙子モ大平ニ而兩三回對  
 面仕候得共今般酒井朔三殿ヨリ添書有之候故  
 同人モ慥ニ思兩三日ハ當家ニ居テ休息可致旨  
 深切ニ申吳同家ニテ嘉兵衛ニ別翌日小アミ町  
 由淺之外塾ニ到眞野氏ニ面會仕種々相談仕候  
 處由淺氏モ十分ニ無之候間猶外ヲ周旋可致由  
 被申候ニ付夫方本郷三丁目曲淵景乘子之宅ニ  
 到候處主人留主故即刻牛米通寺町大伴氏江參  
 り候處直様對面當方之目的一通相咄候處大伴  
 日醫之義ハ一向不案内ニ候得共大學東覺之官  
 費生徒鈴木鱗三と云者ハ知己ニ候間此者ニ一  
 應相咄好キ口モ有之候ハ、精々盡力可致ニ付  
 又々兩三日後一度可參様被申候ニ付同家ヲ出  
 又本郷曲淵

(2枚目)

氏之宅江行候處明日午後十一時頃ナラデハ不  
 歸候間又々其時分ニ可參様被申候ニ付最早夕  
 方ニ御座候故一伯相頼候得共留主中取斗兼候  
 間乍御氣之毒御斷申候と之事ニ御座候故不得  
 止事又赤坂田村元端氏之宅ニ而一伯<sup>(ママ)</sup>偕七日十  
 時頃嘉兵衛田村家江尋吳候間同道ニ而亦本郷  
 曲淵氏江參一通相咄且父上方之書狀差出候處  
 先方云豫<sup>(ムシ)</sup>テ厚恩ニ相成候義忘却仕候ニ而は

無御座候へ共何分時勢變革ニ付誠ニ困入申候少シ融通モ付候ハ、今般貴兄之御世話等も可仕之處今日之形勢ニ而は人様ドコロニ而は無之自分之身ニ困苦いたし候且貴兄御研究モ一年間斗ニ而は唯々金ヲ費ス耳ニ而御爲筋ニも不相成様被存候間御縁家故無服臟申上候得共早々御歸國可然歟と存候杯被申候ニ付答曰拙子義ハ兩三年心懸居候而漸奮發仕候事故少シ成共西洋醫之塾江入而後歸國仕度存候間何卒可然家も御座候ハ、成丈御周旋奉願段(ムシ)申口候處先方日洋醫ニ知己トテハ差當り無之候得共精々問合置候間兩三日過而又(ムシ)一度可參様被申候此日風雨甚敷御座候故一伯相頼度存候得どもトテモ承引無之様推察仕候間午後三時頃同家ヲ罷出候先日大伴氏ニ而承候處伊藤三彌モ當節深川猿江町ニ於醬油店相關居候由同人モ當時宅江歸居候趣林美ヨリ承候間是ヲ相尋萬事御頼被成候而如何ト之事ニ御座候間曲淵家ヲ出猿江町江參候處最早佐賀縣江出立ニ相成内室ハ横濱ニ居候間店之者斗ニ候得共御用モ有之候ハ、承置可申旨被申候間不得止其夜同町旅宿ニ一伯八日午前十時頃又田村元端子之宅江歸リ一伯相頼候トコロ同人日何モ心配ハ無之候間五日ニ而も六日ニ而も宜敷(ムシ)當方ニ居リ恰好之先生ヲ人撰之上入塾可致旨深切ニ申被吳候得共不斗役介ヲ相懸候義ニ御座候間甚心配仕候乍然他ニ可頼人モ無御座候故今日迄同家之役介ニ相成居申候曲淵家江ハ三度參候得とも湯ヲ一杯被吳候耳ニ而誠ニ無情之處置ニ御座候乍然今兩三日相過大伴曲淵氏等之周旋ニヨリ

(3枚目)

恰好之師モ可有御座と奉存候實ニ宅ニ而思候トは格段之相違ニテ東京廣大ト雖可頼人物ハ三四名ニ不過候間十分之師ヲ人撰仕候ハ難キ事ニ御座候萬一大伴氏之周旋ニても恰好之家無之候ハ、眞野氏と同塾歟或ハ鷲塚近藤氏之子息香と申人横濱ニ開業いたし居候由ニ御座候間夫江成共入塾可仕心組ニ御座候間野生之義ハ決而御心配被下間敷候東京江着以來東馳

西奔寸隙無之今日ハ少々餘暇御座候ニ付大畧申上候餘は期後音候早々頓首

五月八日

二白前文申上候通田村氏ニ而大ニ役介ニ相成候間禮狀一封御差出奉希上候嘉兵衛モ野生同道ニ而(ムシ)無事ニ而着仕候間同家江も此段御爲知可被下候諸君江宣布御鳳聲奉請候誠ニ亂書愚文御推讀可被下候以上○甚兵衛由左衛門兩人江モ一書可差出之處多忙故畧仕候宜奉請候

③明治8年5月16日付酒井利之宛酒井利泰書簡(3-94)

(封筒オモテ)

三河國加茂郡福田 從  
酒井利泰宅江 横 (印：酒井)  
平安 賃不足 濱

(封筒ウラ)

野毛山 局  
緘 五月 十全醫院分舎ニテ  
廿日認  
舉母 同人 (印：酒井)  
郵便局

(本紙端裏)

阿兄君 利泰  
平安 九拜

(本紙)

眞野氏之師此前小網町由淺申上候ハ蠣賣町岩佐之アヤマリ也

昨朝嘉兵衛東京出立ニ而歸國仕候間萬事同人と御聞取可被下候抑兼而申上候通先生家追々探索仕候處兎角恰好之師も無之東京濱町三等侍醫伊藤方成と申仁ハ眼療妙手ニ而病客モ澤山御座候得共入門不許由ニ御座候間右門人酒井某ト申人伊豆國アタミニ開業大ニ流行仕候ト承候ニ付夫江入塾仕度き様ニも存候へ共猶一層探索可仕心組ニ御座候處昨十五日十二時頃蠣賣町岩佐之外塾江參リ眞野氏トモ相談仕候處横濱ニ開業いたし居候西洋人へボント云人ハ眼科ニ而塾生モ三十名位患者モ多有之

由ニ御座候間夫江入塾仕度存候處幸ニ眞野氏同塾之内ニ周旋いたし呉候人有之候間明十七日横濱江相發候心組ニ御座候

一拙子着ち出立之日迄赤坂一ツ木町田村元瑞殿宅ニ食客仕居候間是迄壹朱ツ、之品二度進上いたし今般横濱江發足と決定仕候間同家江五十錢下婢へ壹朱遣申候且同人拙子之引請人と相成呉候大ニ深切ニいたし呉候間厚ク御禮謝可被下候荷物等は同家ニ預ケ置候心組ニ御座候

一父上江呈上仕候書狀ニモ認置候得共寄留願之義ハ如何可仕哉旅行届ハ其儘捨置候而も宜敷御座候哉細詳承度候且野生居所定り次第早々可申上候間眼科摘要眼科約説并四書字引等至急御差送奉希上候先ハ前件大畧申上度乍憚皆様江よろしく御鳳聲奉請候頓首再拝

五月十六日

④明治8年5月20日付酒井利泰書簡(3-95)  
前畧御高免可被下候過日申上候通蠣賣町岩佐氏之塾生佐々氏と同車ニテ横濱江参り同人之知己蓬萊町一丁目五番地緒方道民君宅之御宅ニ行望之通相咄且へボン先生江入塾仕度様申候處同氏日へボン先生ハ至極宣布人ニ候得共當時自分診察ハ一月ニ四五回ノミ其他ハ皆門人之診察故實地御見物御望ニ而ハ至當トハ難申候乍然御望なれば周旋いたすへき様被申候ニ付大ニ望ヲ失シ候處同所ニセメンス先生と申人醫院ヲ開門人モ三十名餘患者モ日々三四十名其内眼病患者モ澤山有之候間其方江入院いたし候而ハ如何哉杯深切ニ被申呉候ニ付野生モ同意故周旋方偏ニ願度様申出候處迅速ニ入院取斗被呉本月廿日十時頃同道にてセメンス之醫院江入社大ニ安心仕候間此段不取敢奉申上候過日一寸申上候品々横濱野毛山十全醫院分舎當ニテ御差送被下度候  
一緒方道民君ハ宮城縣下志田郡松山千石村之人にて岩佐之塾生佐々氏ト同村之由ニ候得共同人トハ少々隔絶之意有之候様委細野生ニ申被聞候且同氏日今般貴兄之爲周旋仕候ハ佐々

氏之顔ヲ以スルニテハ無之君之心中ヲ察周旋候段深切ニ申被呉且周旋中宿食シ喰候ニハ入費も多分ニ御座候間無遠慮當方へ参べき様懇切ニいたし呉られ今般入院之砌引請モ同人ニ御座候横濱在留中ハ同家へ始終出入可仕心組ニ御座候此段御安意可被下爲一寸申上候先ハ先件大畧奉申上度乍憚皆様江宜布御鳳聲奉希上候 以上

五月廿日認

⑤明治8年6月19日付酒井利泰書簡(3-96)

(封筒オモテ)

三河國加茂郡

福田邨 從

酒井利泰宅江 横 (印: 酒井)

平安 貧不足 濱

(封筒ウラ)

野毛山

緘 六月廿日發 十全醫院 (印: 酒井)

分局ニ而

同人

(本紙1枚目)

(端書)

追而父上御食事ハ油質強キ物ハ不宜様承候(頭書)

本月五日御認之尊書同廿日着拜見仕候皆様御勇壯奉賀候もの女一件御同慶奉存候

○此書狀十九日相認候ニ付尊書拜讀不仕前ゆへ不用之文澤山有之候間御推解可被下候

○寄留書之内十全醫院番號無之候得共右ハ縣廳より健口之病院ニ而未番號無之候由此段一寸申上候

(本文)

暑氣追々相加候得共父上祖母君始皆様如何御送光被遊候哉承度奉存候ニ拙生無異相凌候乍憚御放慮可被下候抑去月廿日新郷眞野君モ十全醫院江御入塾ニ相成同居罷在候右ニ付大ニ何歟都合宜御座候此段御安慮可被下候同院モ當時入院患者三十名前後外來モ二三十人且眼病人多御座候ニ付兼而望之通ゆへ大慶罷在

候○祖母君御容躰も一寸相咄候得共確然原因  
 モ難知候ニ付差當御容躰ニ而は施方難致由被  
 申候父上御眼疾ハ全ク眼瞼裏面病ニ相違無之  
 候間裏面磨擦之外良術無之歟と奉存候此院ニ  
 而は硝酸銀耳ニ御座候得共硫酸銅ト同功之程  
 愚存仕候○寄留願書差出候間急々御取斗奉請  
 候○過日モ願上候得共眼科摘要同約説御差送  
 奉希上候此節當院ニ而生理發蒙之輪講午前と  
 午後兩度有之且教師診察傍觀等ニ而甚多端ニ  
 御座候得とも餘課ニ少々眼科書研究仕度存候  
 間成丈至急御差出奉希上候○先般御差送被下  
 候拾圓金本月二日着髓ニ落手仕候曲淵氏ハモ  
 廿五圓請取候持參仕居候而は遣安被存候間  
 今十三日眞野君同道ニ而東京本町之鰯屋と申  
 療治器械之商家江參り反射鏡注射器其外九  
 圓餘之品相求且書籍等少々相求候ニ付餘程散  
 財仕候乍然當分ハ小遣モ可御座有奉存候得共  
 追々書籍モ入用故御都合出來候ハ、少々成共  
 御送金被下度候器械モ一時ニ

(本紙 2 枚目)

求候ハ甚大義ニ御座候間必用之品ヲ少々ツゞ  
 成共求置度奉存候殊之外諸器械高價眼科道具  
 モ和製にて中等之品三拾五圓位ニ下等ハ十七  
 圓位ニ候得共夫にてハ不足之品澤山有之候故  
 矢張中等具相求候方可然歟と奉存候前件之通  
 ニ御座候間器械之入費斗ニ而も少金ニ而ハ難  
 叶候ニ付可成丈金子御タクワエ置被下度呉々  
 モ奉願上候○當時玄關病客ハ何程位御座候哉  
 承度奉存候○佩女縁組モ最早決定仕候よし先  
 般羽塚<sup>(ママ)</sup>ハ文通有之候右ハ如何被成候哉是又承  
 度候○セメンス先生ハ學術一通之人ニ御座候  
 由ニ候得共於治療ハ米國ニ而も指折之人ニ  
 候由承候○拙生<sup>(ママ)</sup>出立之切差出候佐賀縣行之書  
 狀返事如何承度候過日モ申上候通再三御文通  
 被下度候○眼疾禁物之義ハ洋醫ニ而ハ一向不  
 致アマリ起熱物ヲ禁候迄ニ御座候就而ハ父上  
 御食物少々ツゞ強壯物御用被遊候方可然歟ト  
 奉存候叔父様モ平常之御食事ハ強壯之品御御  
 食用被遊候ハ、御藥用より一層効能有之奉  
 存候母上御持病如何御座候哉ヨングハンス先

生ハセメス先生<sup>(ママ)</sup>と知己ニ而治療ハ上手ニ御座  
 候よし之間猶愛知病院之藥御服用可然と存候  
 先ハ先件大畧奉申上度乍憚皆様ハ宜敷御鳳聲  
 奉請候米五郎政五郎由左衛門甚兵衛等江も宜  
 御通聲可被下候御幸便之節羽塚大濱阿野大嶋  
 等江も可然御鶴聲奉希候早々頓首再拜

六月十九日

利泰

⑥明治 8 年 8 月 13 日付酒井利之宛酒井利泰  
 書簡 (3-108)

(封筒オモテ)

三河國加茂郡福田 横

酒井利泰宅江 濱 (印：酒井)

無事要用書

(封筒ウラ)

緘 八月十三日 十全醫院ニ而

同人 (印：酒井)

(本紙 1 枚目)

拜啓不順之候ニ御座候處尊兄ニは益御安康ニ  
 被爲渡候哉且父上御眼疾不絶硫酸銅等御用被  
 遊候而も不相變御痛氣有之候哉祖母君御手痛  
 母上叔父君如何御凌被遊候哉定而季候不順ニ  
 而御難澁被遊候事と痛心罷在候其外皆様御安  
 否承度候隨而拙生無事相凌候乍憚御休慮可被  
 下候抑去月下旬新郷眞野君同道ニ而東京江參  
 其節深川伊藤氏へ弔候處誠々ニ有情之處置ニ  
 付大ニカヲ得候兼而之事件モ一應相嘶候處伊  
 藤氏曰先年ハ御恩澤ヲ蒙一日モ忘却ハいたし  
 不申候得共御承知之通東馳西奔頗無寸隙今日  
 迄打過候處幸ニ貴兄研學之爲御出府ニ付過般  
 御申越之儀固ヨリ御救助申上候迄ニ難行届  
 候得とも精々盡力可致様被申吳候拙子よりハ  
 何圓拝借仕度と申義ハ不嘶候處先方ヨリ毎月  
 七圓五十錢ツゞ可遣様被申候ニ付當金ヲ請取  
 厚謝シテ歸宿仕候誠ニ曲淵氏トハ雲泥之相違  
 ニ御座候右ニ付過日申上候御送金之義只今之  
 形勢ニ而ハ入用無之候間先々御見合可被下候  
 曲淵伊藤兩氏より之入金合併候<sup>(ママ)</sup>と學費ハ澤  
 山可有之存候へとも可成丈節檢ニ可仕候間御  
 安心可被下候巨細は眞野氏御承知故御同人ト

御聞取可被下候且眞野氏モ今般ハ殊之外御散財相成候付先方<sup>ママ</sup>モ一寸御尊有之候得共兼而借用仕居候金子一時返却仕度候盆前ハ佩女婚<sup>ママ</sup>因等ニ而費用モ多分ト存候へ共野生之學費ハ即今

(2枚目)

之處御送金ニは不及候ニ付其金ヲ以是非々々一度御返濟被下度奉懇願候眞野氏モ本月五日午後發足歸國ニ付十日過ニハ歸郷と奉存候尤岡崎ニ兩三日<sup>ママ</sup>帶留之趣故十三四日ならでハ御歸宅ニは難相成歟と推察仕候何レ其内拙家へモ推參可致と之事ゆへ御同人とも御相談ニ口とも一時ニ返濟ハ難出來候得とも前件モ申上候通眞野氏モ殊之外入費多之處故成丈急々返上仕度此段宣布御取斗奉希上候大嶋大高阿野羽塚大濱等皆様御機嫌克御送光被遊候哉御序之節宜敷御通聲奉請候

一當時玄關病客如何承度候且賣藥ハ不相變出來候哉盆前追々出納金高等利義ニ御申付被下あらし御爲知可被下様奉願上候

一過日モ申上候通父上御眼疾ハ眼瞼磨擦より他術無之候歟衝御座候時ハ御止被遊歟衝減少之時矢張是迄之通硫酸銅<sup>ママ</sup>ニテ磨擦被遊若刺痛甚敷候ハ冷水ニテ洗滌被遊候方可然奉存候祖母君始御病人様方眞野氏來臨之節一度診察ヲ請同人處方ヲ御服用被遊候而ハ如何と存候間一寸申上候先ハ前件必要之事件耳大畧奉申上候御序之節村内四名之者へも宣布御通聲奉請候 頓首再拜

八月十三日

利泰

阿兄君

⑦明治8年10月9日付酒井利之宛酒井利泰書簡(3-106)

(封筒オモテ)

三河國加茂郡福田

酒井利泰宅江

平事要用書 [ ]

(封筒ウラ)

横濱野毛山

緘 十月九日認 十全醫院ニ而  
同人<sup>カ</sup>

(本紙)

書籍目錄重便通運へ差出候之跡ニ御座候處今便差出申候

但家畜醫書軍陣醫書其他不用書除ク

拜呈秋冷之候ニ御座候處尊兄ニは益御安靜ニ御起居被遊候よし大慶此事ニ御座候抑祖母君御身體衰弱御手痛増進仕候由何共苦心之到ニ御座候父上ニは追々御快氣不絶硫酸銅外用被遊候趣大ニ安心仕候母上御病狀御變換此節虛之如ニ而御難澁被遊候由乍然御胸痛ハ相不發ト之義當節ハ如何被爲凌候哉承度候叔父君御頭痛御骨痛動モスレハ御増加之由痛心之到ニ御座候アマリ清涼發表劑御通服被遊候より寧自然之良能之託シ御食物御養生等堅固ニ御專被遊候方可然歟と奉存候母上ニは當時何藥御服用被遊候哉可申上迄も無御座候得共キニ一ね至當之御痛症と奉存候間右本分量ニ御久服可然愚案仕候

一新郷眞野君ニは當港御發足浦原驛ニ而俄ニ御眼痛大下利相發霍亂狀ニ而殊之外御難澁久敷岡崎ニ御帶留漸九月二日御歸宅相成候由去月下旬御報知有之驚入候就而は兼而申上候○印ハ最早御返却被下候哉承度候偕去月下旬頃ハ當院モ大ニ病人減少仕候ニ付米人ヘボン先生へ通學仕候得共是ハ土曜日計之治療ゆへ一月ニ三四回之傍觀ニ而は遠路罷越候甲斐無御座と大ニ心ヲ勞シ亦々東京伊藤方成先生始諸先生モ周旋仕候得とも伊藤先生ハなかへ入塾ヲ不許其他幾人モ高名之醫ハ有之候ト雖有名無實ニ而當院ニ勝シ候醫ハ未曾テ不承且當院モ此頃は患者モ少々増加仕候間如何可仕哉と決心難仕御座候佐藤先生之若先生モ過般獨逸ヲ歸國相成老先生ト兩人之治療ニ而此節一層盛ニ行レ候由傍觀モ自由と承候得ともアマリドサゝニ而爲筋も難相成歟と存候間候猶東京眼科専門科ヲ探索中ニ御座候良先生モ御座候ハ、轉度奉存候得共みだりに轉居仕候而も雜費斗多分ニモ其益無御座様之義有之候

而は叶がたく存候間十分相正候上可及其義ト奉存候

一昨七日夜朋友之者歸國ニ付野生同居罷在候者三名ニ而別盃ニ罷出候留主へ盜賊忍入野生之品物夜具不殘<sup>三枚</sup>單衣二枚作タテノ綿入壹ツシヤツ一枚ケツト壹枚右盜被取候尤同塾之人留主居ニ賴置候得共野生歸塾迄熟睡ニ而前後忘却其他同居之者羽織や單衣或は<sup>(ママ)</sup>コーモリ笠ヲ被取候者モ有之或シヤツ或ハシヤブヲ被盜候人モ有之候得共野生之被盜候品物一番多分ニ御座候然ル處此頃中誠ニ窮伯ニ而一圓金も無御座候ニ付同舎之人<sup>(ママ)</sup>借用仕夜具ノミ相求候右之始末ニ而大ニ困難罷在候間御都合宣布御座候ハ、十圓金も御差起<sup>(ママ)</sup>被下度候書生中故羸服ニ而も宣布候得共朋友之内ニ而も國<sup>(ママ)</sup>取寄候ハ皆々綿服ハ無御座尤塾ニ而は多ク綿服耳用候得とも故綿服モ是非々々一枚入用ニ御座候金子御都合あしく候ハ、他出之時着候ヲ一枚ト綿服一枚御差越奉願上候追々寒冷ニも趣候ニ付同舎之手前モ御座候間エリマキシヤツ等モ相求度且ケツトモ是非々々無御座候而は不都合ゆへ金子モ入用ニは候得共是ハ當分宣布候間其内ニは曲淵伊藤氏<sup>(カ)</sup>モ送金いたし被呉候と奉存候書籍類モ求度品ハ澤山御座候へども是モ當時差當入用之品無御座ニ付只今差懸リ○御都合惡御座候ハ、御差送ニは不及申衣類耳御差送被下度候尤其節足衣モ四五足奉願候先ハ當用ノミ乍末章皆様へよろしく御通聲奉請願候草々頓首

十月九日 酒井としやす

阿兄君

(別紙)

二白常二郎殿も歸國被致候よし過日書翰ヲ被呉候間御序之節よろしく御鳳聲奉請候其前利義方へ書籍表題差出候ヲ先念仕候付他日差出候間宜敷被仰度候例之四名之者へ可然御通辭被下度候也

三白前文○御都合あしく候ハ、衣類御差越被下度様申上候得共遠路ヲ綿服ヲ取寄候モ朋友之手前愧入申候ゆへ衣類ハ先ハ御見合被下度

奉存候其内東京より金子も參候心得ニ御座候以上

⑧明治8年11月28日付酒井利之宛酒井利泰書簡(3-105)

(封筒オモテ)

東海道池鯉鮒驛在福田邨

酒井利泰宅江 從横濱

平安 要用書

(封筒ウラ)

十全醫院ニ而

緘

十一月廿八日夜認 同人

(本紙)

拜呈寒冷日々増加仕候得共愈御安康御勉勵被遊候と奉欣拵候抑祖母様御儀追々御手痛御増劇之よし御氣分ハ如何ニ御座候哉承度候父上母上叔父様等御疾病依然として御變動無御座候哉先般モ申上候通父上御食物等<sup>(ママ)</sup>アマリ御禁物多ニ而は反而不宜候間少々ツ、茲養品御食被遊候方可然奉存候隨而拙子無異變消光仕候間乍憚御放慮可被下候俸過日竊盜之難ニ合候節ハ金子迅速御差越被下難有奉謝上候○曲淵氏<sup>(カ)</sup>自之金追々請取殘金少々有之候ニ付今一度請取候ハ、皆濟ニ相成申候右ニ付預置候書府類一切返却いたし呉候様被申候間幸便御差越被下度候○拙子事過日一寸申上候得共東京濱町伊藤方成先生<sup>(ママ)</sup>へ入塾仕度心懸居候處幸ニ此頃入塾相成候内田弘安ト申人之友人右先生家へ隨身致被居候由ニ付所望ニ候ハ、周旋可致旨被申呉候乍然入塾ハ難叶他ニ下宿いたし傍觀ニ通學仕候耳之様子ニ御座候先境轉移之義御相談申上候處可成ハ動かぬ方可然歎と之御示諭モ有之且其節ハ右先生家へ入門之便りも無御座候ニ付一時因循仕候へ共つら〜愚考仕候ニ最早當院ニ七ヶ月も罷在候處内醫眼之手術一名も無之碌々として費光陰候も甚タ不本意之到ニ御座候間是非々々奮發可仕組ニ候乍然於當院不遠兩三名全身解剖有之候ニ付何レ廿日餘日數相懸可申左候ハ、今年中餘暇

も無御座間來一月ニは早々東京江轉居仕度奉  
存候猶御相談申上候○方今玄關患者幾人位御  
座候哉承度候○利義義房君等ハ不相變勉強ニ  
而賣藥等手廻宜布候哉猶一層龜勉いたし呉候  
様御轉聲被下度候且利義義ハ過日解剖書研究  
仕候よし申こし候得ともたゆまず勉強仕候哉  
且又當夏ハ養蚕等ニ而定而多用ニ打過候ハ  
繁用ハ何より之藥ニ御座候得共弱年之輩氣之  
毒ニ御座候人之腦ハ限ある者ニ候間一日中ニ  
一二時間ツ、時間ヲ定メ散歩成とも何成共心  
之盡ニ遊(ママ)び其前後諸業勉強致候方終日つめて  
勉強いたし候より卓絶いたし候と之事ニ御座  
候間此段利義へも御通聲被下度候○佩女事様  
子能相暮候趣御報知被下大慶ニ奉存候御序之  
節宜御通達可被下候且大寫大高阿野等皆様御  
安靜ニ被爲凌候哉且政五郎由左衛門半五郎甚  
兵衛殿等無事ニ被呉候哉是亦可然御通聲奉請  
候○眞野君之○ハ最早皆濟ニ相成申候哉其他  
返濟御請拂等可申上迄ハ無御座候得共精々御  
盡力奉伏願候尊兄(ママ)ニも日夜家事御龜勉ニて御  
心勞之段奉恐察候前條申上候通節ニ御保養可  
被遊候且御間暇之時先日差出置候譯書表之内  
何ニ而も御求被遊御研究專務と奉存候御不審  
モ御座候ハ、被仰越候○兼々申上候通野生歸  
國之節ハ器械等之費用金五六十圓ハ相掛候間  
何卒御心懸置被下度候○叔父様御事御頭痛御  
骨痛等依然として消散不仕御平臥ニ御座候哉  
若左様候ハ、例之北方之寒き座敷甚タ攝生ニ  
叶不申候間光線之入込候處へ御轉移相成候様  
仕度奉存候先ハ要用耳餘は後音可申上と申洩  
候早々頓首

十一月廿八日夜認 としやす

尊兄君

二白前之通申上候呉々も御病人様始メ皆様勤  
而御運動專務と奉存候○ヘボン先生之眼疾治  
療ヲ傍觀仕候二十人ハ八九人硫酸銅ニ而眼瞼  
裏面磨擦且皓礬(ママ)十八(グレン) 氏 水五勺ニ溶解シニ  
三滴ツ、一日ニ一二回点眼之モ十中八九被用  
候兩方共甚々効驗有之候間御試可被遊候但シ  
皓礬点眼水ハ焮衝性劇甚之症ニは難用候間此

段御注意迄ニ申上候以上

⑨明治8年12月22日付酒井利之宛酒井利泰  
書簡(3-107)

(封筒オモテ)

愛知縣下

三河國加茂郡福田

從

酒井利泰宅江 横濱

平安至急要用書

(封筒ウラ)

十二月廿二日認

緘 同人

野毛山十全醫院ニ而

(本紙)

拝呈嚴寒之候ニ御座候得共愈御安康被遊御起  
居候哉承度奉存候御病人様方如何御凌被遊候  
哉御案思申上候抑追々月伯ニ相趣定而御多忙  
且御苦心之事と奉恐察候追而小生無事相凌候  
御放慮可被下候俸本月六日於當縣斬罪四五名  
有之其中大坂之者ニ御座候由本院江一名御送  
ニ相成翌七日と解剖相始午前九時と十時迄教  
師解剖且臨席(ママ)構義有午後一時と四時迄内塾生  
徒相集解剖仕候野生ハ上臂解剖之任ニ相當日  
夜勉強罷在候何連全ク解剖之終ハ今年中と被  
存候教師ハ内臓(ママ)のミヲ被致生徒ハ全身之筋動  
脉静脉神經ヲ引請今日迄ニ漸ク過半(ママ)解剖仕  
前件申上候通日夜死體ニ近倚仕且此頃(ママ)ニいた  
り候而は大ニ腐敗狀ヲ帯ヒ臭氣ニ堪兼候付解  
剖時限終候哉否毎日生徒一同午店位江參り一  
盃相催候故野生モ不計散財トハ乍存前條申上  
候通九時と十時迄教師解剖十時より十二時迄  
治療傍觀一時と四時迄自ラ解剖仕其前後ニわ  
解剖書勉強罷在候付夕刻ニ相成候と必然同道  
いたし一盃相催候間毎日散財モ不少候得共十  
圓哉十五圓ハ散財仕候共其功無御座とハ難申  
歟と被存候且解剖入費ハ内塾外來之無別一樣  
相懸り且又自ラ刀ヲ下ス者ハ解剖器械等相求  
候ニ付餘程之散財ニ御座候然ル處其節手本ニ  
有之候金漸ク廿錢餘耳ニ御座候故無據時計ヲ

典物致一時相凌候得共一月三日限ニ請出候約條ニ御座候付過日東京伊藤健藏殿江御無心中上候處未夕何等之御通書も無御座候間無覺束被存候付今般不得止此段願上候何卒本月中二十圓敷十五圓金御差送被下度奉希上候同塾ニ而兄弟同様ニ相交候嶋好篤と申人二十圓餘り取替有之候處是モ久敷國本方之金子不參候付野生のミならず外ニも借金澤山御座候由最近ニ二三百圓程參候趣之ハ金満家故心配ハ無之候得共當年中ニ參候敷來一月ニ相成候も難計旨申被申間候間當ニ仕居候而萬一來一月三日迄ニ着不致候而は例之時計モ相流し候様之始末甚夕心外ニ御座候間御都合相叶候ハ、十圓敷十五圓本月中ニ御送金被下度奉存候月伯ニ相成候故家事ニ付入費モ不少候段兼而承知罷在候間伊藤君江一時成共御融通相願右様之段當年中ハ不申上様仕度心懸居候得とも伊藤君方ハ何等之返答モ無之候付不得止此段願誠候萬一御不都合ニ御座候ハ、曲淵之殘金來春請取候約條ニ候得共少々成共無理ニ相頼候心組ニ御座候間御都合難出來候ハ、右之段迅速御報知奉希上候

一來一月上旬亦々二三十名斬罪有之候由何レ一兩名ハ御差送ニ相成可申敷と被存候且院長始婦人解剖之望有之候處幸ニ婦人之斬罪モ有之候間兼而縣廳江願濟ニ相成居候事故是非とも來一月ハ早々婦人解剖モ御座候様ニ候右ニ付先般申上候野生東京江轉移之義モ當分見合候心組ニ御座候間此段一寸申上置候今般解剖ニ付東京緒方若佐藤等之塾生三十名餘リモ傍觀ニ參り候間來春解剖ハ殊ニ婦人も御座候ニ付定而盛大之事と被察候  
一當院患者モ追々盛ニ相成且塾生モ東京岩佐先生方三名緒方方モ兩人被參其他秦圭三と申仁當院に一年程被居候得共去ル十月東京江奮發處々探索被致候處好先生家モ無之又々昨日入塾ニ被成候追々承候處高名之家ハ澤山有之候へとも有名無實ニ而當院ニ勝り候塾決而無之候間野生ニも先々沈着當院ニ而勉勵いたし候方可然敷と被申候

一兼而御聞及ニも可有之候得共朝鮮征之義御決定相成本月廿五日愈軍艦二三艘出帆ニ相成よし新聞ニ而承知仕候巨細之義ハ不承候先ハ前頭願上度双方諸君江宜布御通聲希上候超音子ハ如何被致候哉御序之節宜御傳聲奉請候以上

十二月十二日 酒井利泰

尊兄君 拜

二白前件之次第呉々も奉願上候過日新郷眞野君方も不都合之義候ハ、申可越旨深切ニ被仰候得共其節ハ解剖前之事にて箇様ニ入費も不入義と存候故當年中ハ小遣モ十分有之候故斷然借用不仕候而も相凌可申様申上置候  
一東京後藤昌文と申兼而高名之癩病科治療書今春より心懸追々周旋仕漸近日ニ手ニ入候様示談仕置候間追而寫取相送可仕候 以上

⑩明治9年2月19日付酒井利泰書簡 (3-87)

(封筒オモテ)

東海道地立驛在福田

酒井利泰宅江 從

横濱

平安 要用書

(封筒ウラ)

野毛山十全醫院寓

貳月廿一日 同人方 (印：酒井)

(本紙)

二月十九日認

なよ女縁談義去冬御申越相成其節ハ解剖ニ取懸今春ニ相成候ハ、早々東京へ參度存居候得とも彼是今日迄延引罷在候處過日定兵衛殿來訪歸宅迄ニ是非々々返答聞度由被仰候ニ付本月十九日態々發車伊藤殿御宅へ參候處御同人ハ本月三日東京府參事ヲ被仰深川方通勤ハアマリ遠隔故此頃中三河屋出見せ之方ニのミ御住居之由ニ付御妻君ニ委細承候處直久殿御人物ハ申分なき御方なれ共御兄弟多故其義ハ如何か乍然御活計等ニ御心配ハ少も無之候様被申候猶委曲承候處至極相當敷ト被存候間當人望も有之候ハ、早々御決着相成候様仕度候右

之段定兵衛子ニ面談可仕様約定いたし置候得  
共同人寄留地書付粉失仕候付住處不分明不得  
止此段以書翰申上候右之始末定兵衛殿へも不  
惡御通聲奉希上候

一野生義兼々申上候通濱町伊藤氏江入塾之義  
種々周旋仕候處入塾ハ難叶由ニ候得共通學ニ  
いたし候ハ、多分相叶候趣何レ兩三日之内ニ  
右先生内塾之人ヲ被知呉候つもりニ仕置候方  
今内醫手術相行候患者兩人入院いたし居候ト  
之事ニ御座候萬一通學も難成候ハ、同町土生  
先生ハ是又高名之内醫手術被取計四五月頃  
にハ五六名も御座候趣ニ付此家へ入塾或仕心  
組ニ罷在候過日定兵衛子ニも一寸相咄置候得  
共右先生ハ所謂家風ニ内醫手術は拾五圓金  
不差出候而ハ不見セ趣故萬一伊藤先生之方難  
叶候ハ、是非々々右金子入用ニ御座候間此段  
一寸申上候

一過日定兵衛子承候處野生身持悪く候由阿  
野ヲ爲知有之候ニ付父上始皆様ニも殊之外御  
心配之由何共恐怖之到ニ御座候乍然委細定兵  
衛子へも相咄候へ共向後猶一層注意可仕候間  
此段御安慮可被下候

一前件申上候通故呉々も定兵衛子へ宣布御通  
達奉願候且御序之節四方之諸君へも可然御鳳  
聲奉希上候也

一去冬利義より書狀之趣委曲承知仕候へとも  
野生勘考いたし候義も少々有之候間先々當分  
他へ奮發之心ヲ廢シ醫書勉強いたし候様御通  
聲被下度候

①(明治9年2月21日付酒井利泰書簡別紙)  
(3-88)

拝呈仕候陳ハ昨日は失敬仕多罪ニ候然ハ入塾  
一件ニ付昨夜師匠ニ相伺候處前々申込之人ヲ  
斷リ候事故何分今之處デハ出來難様被申候間  
此段不惡御承知可被下候尚又轉居等ニも相成  
候テ都合宜敷節御座候ハ、早々小生方より報  
知可仕候間其迄御待被下様右申上度如此御座  
候 草々頓首

②明治9年2月21日付酒井利泰書簡(3-89)  
拝呈今春ハ殊之外寒氣嚴敷御座候得共愈御安  
猛之由奉大慶候隨而拙子無異消光仕候御放慮  
可被下候抑祖母君御病氣兎角御同様之趣何共  
痛心之到ニ御座候其他御病人様方少々ツ、御  
快氣且母上御胸痛御全快之由欣然此事ニ御座  
候○父上時々御變動且眼瞼赤爛等相發候ハ、  
散藥之点眼ハ不宜候間斷然御癆之方可然奉存  
候脱醫之効アル膏藥類宣布候ニ付赤降瀆軟膏  
等御試可被成候尤眼瞼へ塗擦耳ニ而ハ其効無  
之候間めし粒米粒位下眼瞼へ挟入レ而後日ヲ  
閉シ上より手掌ニ而磨擦いたし候ハ、眼内ニ  
散布仕候此方當院ニ而慢性眼炎角膜曇暗眼瞼  
糜爛ヲ帯ヒ候症ニ用候ニ見効有之候間父上ニ  
ハ如何ト心付候故一寸申上候○なよ縁談之事  
件野生進退等別昏ニ申上候伊藤先生へ入塾之  
義同塾生徒へ相頼別昏認候處今日報知有之候  
然ル處別紙之通返事有之候ニ付先ハ當分相見  
合猶外之手引相求候心組ニ御座候尤一ヶ月モ  
隨身いたし候ハ、治療一通リハ相分り可申歎  
ト存居候當院生徒之内ニも一兩名右望之者御  
座候間日々入塾之策相談罷在候○本月十三日  
三好塚崎氏來訪委細相咄候間萬端同人ヲ御聞  
取可被下候先ハ要用ノミ早々 頓首々々

二月廿一日

③明治9年2月21日付酒井利泰宛伊藤謙吉  
書簡(3-91)

(封筒オモテ)

東海道地鯉鮒宿在福田邸

酒井利泰宅へ 横はま (印：酒井)

平安 要書 より

(封筒ウラ)

野毛山十全醫院内

伊藤謙吉 同人

二月廿二日

(本紙端裏書)

野毛山十善醫院

伊藤謙吉

酒井利泰様

(本紙)

拝呈時下餘寒甚敷御座候益御清適奉賀上候過  
日は御光來被<sup>(カ)</sup>下候處生憎ニ不在ニ不得面晤  
遺憾ニ不堪<sup>(カ)</sup>存其砌御噂被爲<sup>(カ)</sup>在候趣御令妹様  
小生友人天野氏へ御縁談云々本人ハ先年濱店  
にて久々同居も仕其儀内外共申談罷在候ニ至  
極篤實之人物ニテ筆算も通常ニ勝リ讀書も随  
分出來母之人物ハ承知不仕候得共父ハ先年同  
役も仕候ニ是又謙遜篤實之人ニ御座候末男ハ  
當今下店へ年季奉公ニ參り居り是又極々おと  
なしき児ニ御座候家産ハ元々小藩士族之事故  
格別之事ハ無之候得共かりや士族中ニテハ上  
之分之家産ニ御座候第一ハ本人之人物か至極  
宜敷候間御熟談有之候方小生愚意ニ於而ハ可  
然ト奉存御兩親様其外へ意外之御疎闊ニ打過  
候別段差上不仕御序ニ宜敷御鶴聲奉希望候先  
ハ右申上度早々頓首

二月廿一日

⑭明治9年2月22日付酒井利泰書簡(3-92)  
昨日愚翰差出候處今日東京伊藤君ハ別紙倒來  
仕候付即相送仕候呉々モノよ女縁組ハ熟談相  
成候様仕度奉存候乍序昨年局所解剖有之候胆  
石病之説并ニトリキニーね之説相送仕候御一  
覽可被遊候扱倉先生ニハ如何未學校教員御  
勤務ニ相成居候哉平常ハ御無沙汰ノミ罷過候  
乍憚宜敷御鳳聲奉希上候

昨日申上候赤降瀨軟膏之方御承知歟ト奉存候  
得共種々混雜之方も有之候ニ付ヘボンセメン  
ス兩先生平常被用候方左ニ申上候

赤降瀨細末六十二<sup>(ツレメン)</sup>氏家豚腊八<sup>(オンス)</sup> 右混和シ用ユ

赤降瀨ハ其品大ニ好惡御座候間精々御注意可  
被遊候先ハ要用ノミ早々頓首

二月廿二日

⑮明治9年3月4日付酒井利泰書簡(3-90)

(封筒オモテ)

東海道池鯉鮒驛在福田

酒井利泰宅江 從 (印：酒井)

(朱書) 別配達 平安至急用 横濱

(封筒ウラ)

十全醫院内

〆三月四日 同人(印：酒井)

(本紙)

(前缺)

[ ]御嘶御無用ニ爲被下度候且伊藤先生入  
塾之義も其後朋友之者數回東京へ罷越候ニ付  
否承<sup>(ママ)</sup>呉候様頼遣候處過日申上候通何分内塾之  
人歸國不致候而ハ入塾難叶由且近々歸國之人  
モ無之趣ニ御座候間之又無覺束歟ト奉存候乍  
然昨日朋友之者東京へ罷越候付此人モ同家へ  
入塾志願故委曲相頼遣候間如何歟ト歸院相待  
居候

一本月下旬頃朋友之者兩三名歸國仕候付同廿  
日頃東京へ參り器械相求度由且注文不致候而  
ハ出來合無之器械モ御座候間野生モ同道いた  
し求置度奉存候間何卒兼而申上候通五拾圓程  
御差越被下度候尤廿日迄ニ御都合難出來候  
ハ、其節器械注文いたし置候間本月下旬迄ニ  
は是非とも當地へ金子着仕候様御周旋奉希上  
候尤金子ハ爲替ニ而御差送可被下候

一先般塚崎氏へも一寸相嘶候得共四月中旬頃  
ニハ歸國可仕心組ニ御座候尤伊藤先生へ入塾  
相叶候ハ、五月頃ニ相成可申候過日佐藤先生  
病院之模様巨細承候處毎日患者百名餘モ御座  
候由傍觀生ハ五拾名ニ限其餘ハ一名も不許候  
趣萬一伊藤先生之方難出來候ハ、佐藤先生へ  
一ヶ月モ通學仕度と同家へ入塾致居候知己之  
者御座候間即刻入塾相叶候哉否問合ニ書狀差  
出候得とも未夕返書無御座候萬一兩先生とも  
入塾難叶候ハ、半月や一ヶ月當地ニ罷在候と  
も左程勉強ニも難成候間器械求次第歸國可仕  
心組ニ御座候左候ハ、入費ハ左程相違無御座  
候間大坂迄蒸氣ニ而參り西京一覽仕度候尤大  
坂病院ハ盛大之由承候付當院にて知己之人坂  
府病院へ入塾いたし居候間病院規則患者之多  
少且學課ヲふまざる者ニても傍觀差許候哉否  
昨日以書翰尋候ニ付本月廿日頃迄ニハ返書參  
り候若傍觀差許候ハ、序ニ一ヶ月モ通學仕度

と存居候何レにも本月東京へ參候節土産物等  
序ニ求置度候間如何様之品ヲ何程位求候而宜  
布哉御相談申上候其他書籍等モ少々求度候得  
とも何分五十圓位ニ而ハ器械もハツゝニ御  
座候藥品等も當地ハ安價ニ御座候故必用之品  
耳成共求度候付精々御盡力被下不足可仕様御  
差送之程奉希上候先ハ前件奉願度早々頓首

三月四日

二白前文之次第御心勞恐入候得共精々御周旋  
一日モ早ク否や御報知奉願候過日必用之器械  
一通價問合ニ差出候處未タ返事無御座候今般  
其書府添差上度ト今日迄見合候得ともアマリ  
延引ニ相成候故不得止差出不申候乍末章四方  
之諸君へよろしく御鳳聲奉希候也

⑩明治9年6月6日付酒井利泰宛寫好篤書簡

(3-103)

(封筒オモテ)

愛知縣第八大區小一區

加茂郡福田村

眼科名醫師 從

酒井利泰様 横

至急報 濱

(封筒ウラ)

神奈川縣横濱野毛山

十全病院内

寫好篤拜

(本紙欄外1)

御手紙六月六日落手即朝返書シ出ス

(本紙欄外2)

上垣君如何被致候や更ニ音信ナシ

(本紙欄外3)

楠木庵家内一統宜く傳聲致候

(本紙欄外4)

六保樓小三ノ酒樓ハ斷滅ス

(本紙欄外5)

當病院ハ近頃高嶋丁梅毒患者ノ内重患ハ本院  
ニ入院スル今マ凡二十人餘

(本紙欄外6)

昨五日夜四時ヨリ出火横濱市中類焼別紙ノ如

シ

(本紙欄外7)

吾輩近頃高嶋丁ハ廢止然シ未タ權妻ト出掛ケ  
ル譯ニモ叶ハス御承知ノ通り借金澤山其内策  
成り次第權妻ト極ムル所存其迄ノ内ハ先ツ高  
嶋丁ニ辛抱

(本紙欄外8)

一患者ノこと態々御尋問ニ預かり早速教師ニ  
質問候處同人云ク一度下劑ヲ與エ灌腸タリ口  
而テ後チ規尼二十<sup>(ズレニ)</sup>氏<sup>(ズレニ)</sup>ヲ度トシ又タ灌腸ス  
ベシトアル君宜く御取捨可被成下候

(本紙欄外9)

宇治田君ヨリ到着ノ金子こと小子迄御依頼ニ  
相成り居候へとも同人事其後早々音信無之金  
子等到着不致候仲屋ニテモ用立金アル由大ニ  
不平ヲ鳴ラシ居り候何卒貴兄ヨリ同人エ御掛  
合可被成候小子方エ相届キ候ハ、無相違早速  
御届申上候

(本文)

追日向暑之候ニ相成候處御道中無恙去月廿六  
日御歸郷相成候段大慶至極遙ニ御喜申上候過  
日ハ大坂表ヨリ早速ニ御投書被下早速御返書  
トハ存候へとも如又御轉旅ニも相成候と彼是  
前後も有之ンと實ハ差扣居候處係ル御再發之  
華墨ヲ拝見シ延頸之望ヲ得テ御親情之程不斜  
難有存候扱テ大坂地ヨリ西京府御遊行之道す  
がら嘸や大御帷帳之程羨敷察申上候坂地ニ於  
テハ新堀下直之樓妓其ノ有様如何ニ有之候や  
随分冷却之好場所ニ候ハジヤ其外新丁新地或  
ハ松嶋之景況諸芝居<sup>南場新地</sup>ハ無ケレ共<sup>ハ無ケレ共</sup>嘸御盛美ヲ極  
ムルアラン西京府ニ於テハ博覽會藝妓手踊等  
ノ御遊覽又々察スルニ祇園嶋原夜露梅香之御  
密樂定メシ關東子氣取りニテ嘸や大愛<sup>モテ</sup>被ニ有  
之候と被存候御歸宅之上ハ天晴レ御宿志之通  
リ御盛<sup>ニ</sup>御開業之程奉欣賀申上候小子ハ不相  
變碌々十全院ノ厄害物不平モ相變ラス暮シ居  
候當縣醫學校モ愈ヨ來ル八月一日開講ノこと  
ニ極マリ候校地ハ脩文館過日同館ノ生徒退校  
致候醫學校ノ生徒ハ縣下一區毎ニ一名ヲ慕リ  
ズ六十名ヲ限り尤モ縣費タリ委細ノ學則校則

(ママ)(ママ) 法方等ノ書式近日出版ニ相イ成ル由其内一卷丈御送上申可ク候已ニ過日教員ハ二名東京ヨリ雇ニ相イ成リ候壹名ハ四十圓壹名ハ二十圓小子も堂ヤラ三十圓ノ教員ニテ學校ノ方エ廻ス可キ様ノ風聞モ有之尤モ宮嶋氏ノ主張ナル由且ツ勝讀會社ノ會議ニテ大略決シタ等ト申ス者モアリ陳シ當テニハナラス當縣ニ於テ新起開業ノ醫士並ニ藥種屋按摩針術灸術等ノ者ノ試験ノ法方ハ已ニ相イ立チ過般公布ニ相イ成リ候鳥ナキ里ノ<sup>(ママ)</sup>ノ一件ニテ小子ノ如キ者共長嶋ト兩人縣廳ヨリ自令ヲ受ケ試験掛ニ學用致サレ候長嶋氏ハ只タ藥種渡世之者ノ試験掛ニテ外ニ藥局長ヲ兼ね毎日倚子ニ寄り調業ノ味ヲ吟スル斗リニテ外ニ毛頭用勤ナシ而テ月給二十圓小子ハ藥種並ニ醫師兩様ノ試験ヲ持チ且ツ是迄長嶋ノ職タル當直役ヲ持チ又タ其ノ上ニ是迄通りノ副直廻診掛ヲ持チ以テ二十圓君憐察シタマイ随分多忙僕大ニ之レニ付不平ヲ一層鳴ラシ居候仕義ニ依ラハ月給ニ關セス教員ノ方ニ轉スル覺悟 當時病院ハ大ニ盛ンヲ極ム病院設立以來未タ無キ様子ナルベシ入院患者五十名ニ下ラス天然館モ専ラ病室ニ用ユル始末から外來毎日六十名ヲ餘ス實ニ虚言ノ様ニ候「セメンス」ハ勿論御縣ニ暫之内在留ノ「ヨングハンク」氏近頃閑遊ノ身ト見エ日々來院ス治療相談致サル由 依田君ハ副直長トナリ堀井君其外山川君<sup>本人こと</sup>君御承知タラン 外ニ二名小子トモ都合醫務六名藥局ハ辻岡ヲ始メ長嶋トモ都合八名櫻井氏山中ヨリ歸院シ是迄ノ堀井ノ勤メヲ致シ居ラレ候然シ月給ハ御承引ノ通り皆ナ安直漸ク副直長依田君ニテ七圓ナリ餘ハ之レニ順ス 君ト一別後解剖一度アリ手術大小トモ都合六度眼術ハナシ諸々珍事モ有之候ハ、申送度存候へとも更ニなし乍殘念筆茲ニ略止ス勝手向斗リノ長嘶嚙ノ御讀<sup>ヨミニクク</sup>苦モ有之ニ眞平御免ヨ何卒 尊兄御地ニ於テ珍事新聞こと又ハ治療御明診之功御序ノ節御吹聴ニ預カリ度申上候 御満堂様御機嫌克被在千萬日出度宜ク御鳳聲可被下候近頃御尊父様御眼疾ハ如何ニ御坐候

や御伺申上候何卒々々々々々々君ヨ一時通信  
デナク幾久ク萬里ノ江山ヲ隔ツルト云共四隣  
ノ如ク今迄通り度々互ニ通信致度嘗テ盟ノ通  
リ願イ<sup>□</sup> 六月六日午前認之

酒井盟兄 畠好篤拜  
閣下

## 解 説

ここでは前章で翻刻した史料について解説風に記す。

①は伊藤三弥宛酒井利亮書簡案文である。伊藤三弥は刈谷藩士で、松本奎堂や穴戸弥四郎と共に天誅組に参加した人物。天誅組を離脱して東行、明治時代には実業家や政治家として活躍した<sup>(5)</sup>。この案文には利泰東遊の経緯や目的について端的に記されている。すなわち利亮眼病以来、眼科医としての酒井家は「衰微」していき、負債も増え、なおかつ「時勢大變革」で「漢方醫は追々衰微」していく状況であり、酒井家もこのままでは「不遠廢絶」してしまうという強い危機感から、「宅主利泰」自らが「拙家再興之爲西洋醫術研究」を志して東遊するというのである。ここで注目すべきは、利亮の状況判断の的確さであろう。漢方医の先細りを予見し、かつ自家の衰退を素直に認めていること、そして現状の打開には時代に即した西洋医学が必要と考えていることは卓見である。酒井家と西洋医学との接点は必ずしも明らかではないが、利亮が明治7年(1874)に愛知病院にてT.H.ヨングハンスの治療を受けていることや、利泰や利亮弟の健蔵と鷲塚村の近藤坦平との関係などが、一因として考えられる。またこの史料中に「利之家事不取締」のため「利泰ニ家統相續」と、利之から利泰への相続の理由が記されている点も注目される。この史料は推敲の跡が各所に見られる案文であるが、⑤の書簡で利泰が伊藤謙吉からの返事の有無を確認していることや利亮が健蔵に宛

てた書簡<sup>(6)</sup>で佐賀県宛書簡一件について礼を述べていることから、清書され伊藤謙吉へ出されたと考えられる。

利泰は明治8年(1875)4月29日に福田を出立、5月5日に東京に着いている。東京到着後、まず真野氏を訪ねている。これは新郷の真野氏で、酒井家とは縁戚関係にあった。この人物はこの後も度々登場する。真野丈と思われるが、確かなことはわからない。次いで西大平藩医田村元端の元を訪ねる。この人物とは面識があり、かつ酒井朔三からの紹介状もあったためであろう、横浜へ移るまでの間、利泰は田村家へ逗留している。その後、東京にて利泰が訪ねたのは曲淵景乗、大伴千秋、伊藤謙吉、鈴木麟三らである。曲淵は尾張藩士で酒井家の縁戚である。利泰の祖母が曲淵家から嫁いでいる。大伴千秋は、元は八名郡大伴神社神主で平田門人であり、この時期は明治政府の調査業務を担当していた<sup>(7)</sup>。幕末期に度々酒井家を訪れていた様子であり、酒井家と平田門人との関わりからも注目される。なお大伴は、後の利亮贈位運動に関連しても酒井家へ助力している<sup>(8)</sup>。その大伴から利泰は伊藤謙吉について、深川猿江町で醤油店を開いていることを聞いて訪問している。しかし伊藤はすでに佐賀県へ出立した後ということであり、この時には会っていない。伊藤は慶応2年(1866)に平田門人になっており、その縁で大伴と関係があったのであろう<sup>(9)</sup>。同じく大伴に紹介されたのが、東覺にいた鈴木麟三である。鈴木とは在京中に数回面会しており、情報を得ている様子である。この後、特に双方共の帰郷後に、交流があったかは今のところ確認できていない。また大伴と鈴木との関係もここからはよくわからない。

利泰が曲淵や大伴などを訪問した理由は、修業先を探していたためである<sup>(10)</sup>。利泰は東遊に際し、就くべき師家の当てがあったわけではなかった。②の書簡に「宅ニ而思候ト

は格段之相違ニテ東京廣大ト雖可頼人物ハ三四名ニ不過候間十分之師ヲ人撰仕候ハ難キ事ニ御座候」と記し、東京であれば最適の師家がいくつもあり、すぐに修学できると考えていた。②や「襍記」日記部<sup>(11)</sup>には師家を求めて東京中を「東馳西奔」する様子が記されている。

入門先として岩佐純や近藤薫などの名が挙がっていたが、③の書簡には伊東方成の名が見える。伊東は渡欧して医学を学び、帰国後は侍医となっていたが、眼球模型を持ち帰るなどしたためか、眼科医としての評価が高かったということであろう。少なくとも利泰は、「眼療妙手」の人物として評価しており、この後の書簡にも名が見える。しかし伊東への入門は叶わなかった。③は岩佐純門人佐々氏の紹介によりJ.C.ヘボンに入塾することに決定し、横浜へと赴くことを伝える書簡である。

④は横浜から出された書簡。入門先と決めたヘボンの診療所については、③と④に記されている。当時は塾生が30名ほどあったが、ヘボン自身は月に4、5回の診察のみであるという。結局利泰は、同じ横浜のD.B.シモンズ擁する十全医院へと入塾する。この入塾には緒方道民の周旋があった。緒方については不詳であるが、⑨の書簡などから横浜で開業していた医師と考えられる。緒方の親切は利泰にしみたようであり、④には横浜滞在中「同家へ始終出入可仕心組」と記しており、「襍記」金銭覚部には緒方への進物代なども所々に記されている。また④には「門人モ三十名餘患者モ日々三四十名其内眼病患者モ澤山有之候」と、当時の十全医院の様子も記されている。

⑤の書簡は、十全医院入塾後から1か月後の発信である。そこには「入院患者三十名前後外來モ二三十人且眼病人多御座候ニ付兼而望之通ゆへ大慶罷在候」と、十全医院での修学に満足している利泰の姿が見て取れる。特

にこの書簡には、午前と午後2回の『生理発蒙』の輪読と教師診察の傍観という十全医院での修学の様子や、「セメンズ先生ハ學術一通之人」で「於治療は米國ニ而も指折之人」というシモンズ評が記されている点が注目に値する。また父利亮や叔父利啓らに対する食事の禁忌や、利亮の眼病に対する治療方法などを記して、十全医院で得た知識を伝えている点も注目すべきであろう。修学の成果が即効性を持ち得たということであり、この背景には、利泰、利亮、利之ら酒井家全体の医学水準の高さがある。

さらにこの書簡には、愛知病院にいたヨングハンスとシモンズが知己であり、ヨングハンスの治療は上手なので「愛知病院之薬御服用可然」とある。ヨングハンスとシモンズが知己であり、交流が深かったであろうことは、⑩の寫好篤書簡にも明治9年(1876)6月の時点で、ヨングハンスが毎日十全医院に来ているとあることから知られる。この交流が福澤諭吉の二人の息子一太郎と捨次郎のアメリカ遊学時の後見役交代へとつながっているであろう<sup>(12)</sup>。またこの箇所からは、利亮が愛知病院で処方された薬を服用していなかった様子がうかがえる。利亮は平田門人らと親交があり、尊王の人として知られており、ヨングハンスの治療や処方に対しては複雑な感情があったことは想像に難くない。

⑥の書簡には、⑤の書簡に5月20日に十全医院へ入塾したと記されている真野氏と同道して、深川の伊藤謙吉を訪ねたことが記されている。前述のごとく⑤の書簡で伊藤宛書簡の返信の有無を確認しており、6月20日時点では伊藤との連絡はついていなかったことがわかる。それが⑥には7月下旬に伊藤の元を訪ねたとあることから、約1か月の間に連絡がつき、交渉可能となったということであろう。この面会で伊藤は「先年ハ御恩澤ヲ蒙一日モ忘却ハいたし不申候」と述べたと利泰は記す。利亮と伊藤は同じ沓掛新田の伊藤両

村に学んでおり、①に「先年時々御遊來被下候」とあるのと併せると、酒井家と伊藤の間には比較的深い交流があったとも考えられる。「漫録」<sup>(13)</sup>には「原游齋書状取次所 飯田本町貳丁目 板屋文治郎」とある。「原游齋」は伊藤が天誅組離脱後に使用していた変名「原遊齋」と同一であろう<sup>(14)</sup>。伊藤が天誅組を離れた後も、利亮とは交流があったということであろうか。いずれにせよ、このような縁からであろう、伊藤は利泰へ月7円50銭の援助を約束している。①で求めた月10円の75%ではあるが、返済の見込みはすぐに立たない、と言われてなお、この金額を出している点に伊藤と酒井家との関係性がうかがえようか。

またこの書簡には、8月5日に真野氏が帰国したことも記されている。約2か月ほどの修学であるが、真野氏は十全医院入塾以前に岩佐純の塾に学んでいるので、十分と考えたのであろうか。利泰は真野氏が帰国して酒井家を訪れた際に、受診して薬を処方してもらうことを勧めている。この書簡に記されている硫酸銅の使用法などと併せ、自身が学んでいる西洋医学の優位性をはっきりと自覚していることの表れといえる<sup>(15)</sup>。この硫酸銅に関しては、利亮が利泰の助言どおり使用していることが⑦に記されている。利亮による硫酸銅使用は「錢別人名記」<sup>(16)</sup>に見える9月12日に福田から出された返書により利泰へ知らされたのであろう。

⑦の書簡には、9月下旬からヘボンの診療所へ通い始めたことが記されている。「襟記」には金銭覚部の9月18日の箇所に「一 五十銭 ヘボン氏へ進物」、日記部の9月25日条に「ヘボン氏江傍觀ニ行」とある。この時期のヘボン診療所は、④で緒方が述べたとおり、ヘボンによる治療は土曜日だけであり、利泰としては満足のできるものではなかったようである。しかしこの書簡で利泰が挙げているのは、月に3・4回の見学では遠路修業

に来た甲斐がないということであり、ヘボン診療所の眼科水準に対する不満ではない点は留意すべきである。さらにこの書簡では、伊東方成への入塾がなかなか許されないことも述べている。利泰は伊東への入塾を諦めていなかったのである。「東京眼科専門科ヲ探索中ニ御座候良先生モ御座候ハ、轉度奉存候」とあり、眼科専門医への入塾を利泰が強く望んでいたことがわかる。またこの書簡には、利泰が盗難にあったことが記されている。同じ時期、ヘボンも盗難にあっており、「市中で盗難にあわなかった家はほとんどありません」と弟スレーター宛書簡に記しており<sup>(17)</sup>、明治初期の世情の一端がうかがえよう。

転塾の希望は⑧でも述べている。ここでは近頃十全医院に入塾した内田弘安の友人を通して、伊東への入塾を試みていることが記されている。ただし福田においては転塾は不可と考えていたようである。さらに希望する伊東からは相変わらず入塾が許されない。にもかかわらず利泰は転塾を諦めていない。何故か。それは十全医院に入塾して7か月が経過したが、眼病の手術が1件もなく、いたずらに時を過ごすのは「甚タ不本意」なので「奮發」したいというのである。ここで注意しておかなければならないのは、利泰は決して十全医院を評価していないわけではないということである。それどころかむしろ高く評価しているともいえる。⑦には「幾人モ高名之醫ハ有之候ト雖有名無實ニ而當院ニ勝シ候醫ハ未曾テ不承」と記している。この⑧においても、遠からず十全医院において全身解剖があるので、年内は転塾しないと述べているのである。眼科医酒井家の当主である利泰としては、何よりも眼科が優先されるということなのであろう。またこの書簡には、自身に代わって福田において診察を行ってくれている兄利之を気遣う場面も見られる。そこでは余暇に訳書を読んで勉強してほしい、分からない点は問い合わせしてほしいということも記され

ている。さらに二白でヘボンの治療について記しており、利泰は酒井家の医業全体を西洋化しようと考えていたのかもしれない。

⑧で言及のあった十全医院における全身解剖については、⑨に教師と塾生の役割分担や一日の流れなどが詳しく記されている。解剖には金銭的負担が大きかったことも記されており、「裸費録」<sup>(18)</sup>にもこの際の解剖入費や器械代として5円かかったことが記されている。この全身解剖の見学に、緒方、岩佐、順天堂らの塾生30名余が訪れている。シモンズは解剖の名手として知られており、シモンズによる解剖講義を利泰が記録した講義録も残されている。また⑨には、十全医院への入塾者が6名ほどあったことが記されているが、その中の一人、秦圭三は一度十全医院を辞し、東京で師家を求めたが見つからず、再び十全医院へと戻って来た人物と紹介されており、利泰に対して、転塾せずに十全医院で学んだ方が良いとアドバイスをしている。このことを利泰自身が利之宛書簡に記すということは、利泰も十全医院での修学が医師としては一番役に立つということを理解していた証左であり、それでもなお眼科修業を志す利泰の葛藤の表れでもあるといえる。

⑩の書簡からは明治9年(1876)である。ここには利泰妹なよの縁談について記されている。相手は天野直久という刈谷藩士の家柄の人物であり、伊藤謙吉の店に勤めていたようである。この縁談には伊藤が関与している様子であり、⑬にて伊藤自身が相手について直接述べている。この縁談に関し、利泰は直接伊藤の元を訪れたのであるが、伊藤は2月3日に東京府参事となり、転居して会えなかった。そのため改めて⑭が伊藤から出されたのであろう。この⑩には相変わらず伊東方成への入塾が叶わないことが記されている。2、3日中に伊東の内塾生が入塾の可否について知らせてくれる手筈になっていることを述べ、もし伊東への入塾ができないので

あれば、土生玄昌へ入塾したいと記している。土生についてはこの書簡以外に名が見えない。

またこの書簡には、利泰の身持ちが悪いと福田で心配していると聞き、恐縮している様子が記されている。「裸記」や「裸費録」からは横浜での修業を満喫している様子もうかがえ、それが身持ちが悪いという評判につながったのであろうか。

⑩にある伊東門人からの知らせ、⑫にある「別紙」というのが、⑪であろう。これは作成者も宛先も欠落しているが、内容から伊東門人から利泰宛と考えられる。そこには以前から入塾を希望している人も断っており、今の場所では手狭なためであろうか、入塾を許可することは出来かねるということが記されており、やはり入塾は断られている。これを受けて⑫では、他の手立てを考えるとしており、なお伊東への入塾を諦めていない。またこの⑫には膏薬の用い方について十全医院での方法を記している。加えてここには「散薬之点眼ハ不宜」と病状によっては散薬ではいけないということも記されており、既存の漢方医からの脱却が利泰の中で進んでいることがうかがえる。

⑭にある「伊藤君より別紙」というのが⑬であろう。この⑭には⑫にある膏薬の処方記が記されている。同じ膏薬でも医師によって配合量等が異なったのであろうか、ここではヘボンやシモンズが常用する配合を記している。なお文中に見える「朝倉先生」は三好学校の教師朝倉定齋のことである。

⑮は横浜からの最後の書簡。前半部分が欠失しているが、これは残部の冒頭に「御断御無用」とあり、その言葉通りに前半部を意図的に破いたのであろう。利泰は⑫に見える三好の塚崎氏に4月中旬には帰国すると告げたようである。この書簡中では、もし伊東への入塾が叶うのであれば帰国は5月頃になると述べている。これは⑫に「一ヶ月モ隨身い

たし候ハ、治療一通りハ相分り可申歟ト存居候」という利泰の判断から出た期日であろう。さらに、もし伊東への入塾が叶わなければ順天堂へ一か月ほど通いたいとも記す。順天堂については⑦にも見え、利泰は修業先の候補として比較的早い段階から考えていたのかもしれない。もし伊東、順天堂共に入塾が叶わない場合は、大阪病院へ行きたいと考え、知人に種々問合せをしている。この時期の大阪病院にはC.J. エルメレンスがいた。結局この後、利泰は5月初めに横浜を発ち、神戸から大阪、京都と廻って5月24日に福田へと帰っている。大阪病院にて修学したかは不詳である。

⑯は十全医院にて利泰と親しかった畠好篤からの書簡である。利泰退塾後の十全医院の様子が記されている。結局十全医院ではその後も眼科手術は無かった様子であり、⑮に記された利泰の見込み通り、そのまま十全医院に居ても、眼科医としてはそれほど勉強ならなかったことであろう。なお利泰が2月、3月あたりで転塾を急いだ感があるのは、同年2月にヘボンが診療所を閉鎖して山手へ移住したことも関係していよう。

わずか1年ほどの修学であったが、利泰はそれ以前に5年間にわたって医学修業を積み、加えて2年間開業しており、医師としての素地は出来あがっていたといえるであろうから、この段階での1年間の修学が決して短かったとは言えまい。

#### おわりに

今回紹介した書簡には、酒井利泰の十全医院修学の経緯やその後の状況などが詳細に記されており、利泰の横浜における西洋医学修業についてかなり明らかになったと言える。これらからは酒井家が漢方医学から西洋医学へと転じていく様子うかがえると共に、当時の東京や横浜における医師たちの様子も読

み取ることができ、それらを通じて、当時の医学界の大きな流れの一端に酒井家を位置付けることが可能であると考えられる。

それと同時にこれらの史料は、明治8年から9年にかけてのわずか1年余りでしかないが、酒井家個別の事例として、眼科医意識について、医師の再生産について、交流関係についてなど、地域史や医史学など様々な分野において、多くの問題を提起している。これらの中には、酒井家という個別的な事象を越えて普遍化されるべき事柄もあると考えられるが、これらについては今後の課題としたい。

なお、利泰の西洋医学修業に関しては、日記や金銭覚などの史料が残されており、それらも併せて検討することにより判明することも多いが、紙幅の都合上、別稿とする点をご了承いただきたい。

#### 註

- (1) 三好町酒井家調査団『酒井家文書』(一)~(四) 三好町 1997~2000
- (2) 西加茂郡教育会『西加茂郡誌』西加茂郡教育会 1926 (ブックショップ「マイタウン」1988復刻)
- (3) 田崎哲郎『愛知県西加茂郡三好町福田 酒井家文書目録』三好町酒井家調査団 1996
- (4) 本展に合わせて図録を作成した。利泰については同図録所収の「論考 酒井利泰について」をご参照いただければ幸いである。また本稿にて翻刻した書簡も一部を除き写真掲載しており、併せてご参照いただければと思う。
- (5) 伊藤三弥については不詳な点も多く、今後の調査・研究の発展が期待される人物である。なお、本稿において、今後史料名及び引用以外は、明治期に一般に使用された「伊藤謙吉」として表記する。
- (6) 明治8年5月1日付酒井健蔵宛酒井利亮書簡(新出文書4-64)。この史料は今回翻刻していないが、写真版は酒井利泰展図録23ページに掲載されている。
- (7) 大日方純夫『維新政府の密偵たち 御庭番と警察のあいだ』歴史文化ライブラリー-368 吉川弘文館 2013
- (8) 利亮贈位運動及び大伴の協力については、酒井利泰展図録参照のこと。
- (9) 「誓詞帳」及び「門人姓名録」(共に『新修平田篤胤全集』別巻 名著出版 1981 所収)
- (10) ただし曲淵に関しては金策という一面もあった。これは「襍記」日記部5月15日条「金談」の文言に端的に表れている。
- (11) 酒井家文書II-2-4のうち。別稿にて翻刻予定。
- (12) 荒井保男『ドクトル・シモンズ 横浜医学の源流を求めて』有隣堂 2004
- (13) 酒井家文書I-3-19。
- (14) 伊藤が「原遊齋」を名乗り伊那谷に滞在していた様子は、アン・ウォルソール『たをやめと明治維新 松尾多勢子の反伝記の生涯』(菅原和子・田崎公司・高橋彩訳 ペリかん社 2005)などに見られる。伊藤の平田入門時の紹介者は松尾多勢子の息子誠哉である。
- (15) ただし真野氏は帰路に故障があり、帰着は9月2日であったと⑦の書簡に記されている。
- (16) 3-178。別稿にて翻刻予定。
- (17) 1876年2月23日付書簡(高谷道男編訳『ヘボンの手紙 増補版』有隣新書5 有隣堂 1982 所収)
- (18) 酒井家文書II-2-4のうち。別稿にて翻刻予定。